

平成 28 年 6 月 6 日

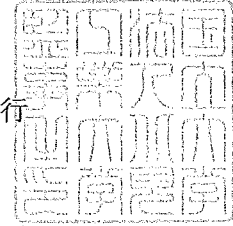
国立大学法人北見工業大学

学 長 高 橋 信 夫 殿

国立大学法人北見工業大学

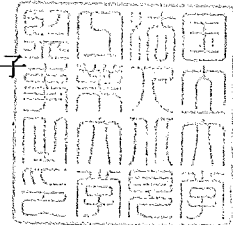
監 事

佐 藤 正 行



監 事

谷 口 雅 子



平成 27 年度監事監査結果報告書の提出について

標記のことについて、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の平成 27 年度における業務及び会計を監査し、国立大学法人北見工業大学監事監査規程第 8 条第 1 項に従い、「平成 27 年度監事監査結果報告書」を作成しましたので、ここに提出します。

平成 27 年度監事監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの平成 27 事業年度における国立大学法人北見工業大学（以下「本学」という。）の業務及び会計を監査しましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 監査は、「本学監事監査規程（平成 16 年北工大達第 131 号・平成 27 年改正）」及び「本学監事監査実施要項（平成 16 年北工大達第 132 号）」に準拠し、「平成 27 年度監事監査計画書」に従い、本学に属する全ての部門を監査対象とし実施しました。
- (2) 監査は、主として実地監査を行いましたが提出書類による書面監査等も行いました。
- (3) 監査の重点事項としては、本学にとって平成 27 年度は、第 2 期中期目標・中期計画の目標達成に向けた最終年度であり、第 2 期中期目標・中期計画において、PDCA サイクルが適切に機能し、目標達成が図られたかどうかを点検するとともに、第 3 期中期目標・中期計画期間において取り組むべき課題にも留意しつつ、監査を実施しました。
- (4) 実地監査は、監査計画書に従い実施するとともに、平成 28 年 5 月 25 日に、法人の長である学長、理事、副学長、各課の長等から、予め提出された監事監査関係資料等に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け、必要に応じて副課長等からも聴取しました。
- (5) 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる、月次の計算証明に関する指定を受けた関係書類の監査を実施するとともに、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る決算書、財務諸表、各種帳簿・帳票類、証拠書類、現預金、固定資産、契約書類等につき監査を行いました。なお、これら会計監査については、監事による監査とともに、本学の会計監査人による会計監査について、それぞれの独立性を担保しつつも、監事は当該会計監査人と緊密な連携を保ち、3 者協議会を実施するなど相互に情報交換を行い、会計監査人が行った監査の方法と結果について、詳細な報告及び説明を受けることとし、その監査が適正に行われているかについて検討を加えました。そのうえで、当該会計監査人の監査結果の相当性を監事自らの責任で判断したうえで、会計監査人の監査結果も利活用し、監事としての意見を述べることとしました。

- (6) 業務監査に関しては、実地監査及び書面監査のほか、教育研究評議会、経営協議会、役員会など、本学の管理運営に係る重要な会議などに陪席し、必要な意見を述べるほか、重要な決裁書類等関係書類については、本学の最終承認者として、閲覧を行いました。
- (7) 法人の長である学長及び理事からその職務の執行状況を直接聴取し、職務遂行の違法性、適合性、妥当性につき検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 平成 27 事業年度における本学の業務については、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従って、適正に運営、処理されているものと認められます。
- (2) 第 2 期中期目標・中期計画を達成するためのリスクを適切に識別・評価した年度計画に基づき、平成 27 事業年度に講じられるべき必要な措置については、日常的モニタリングが業務に適切に組み込まれ対応の図られていることが確認されます。なお、当該事業年度を越えて、本学の第 2 期及び第 3 期中期目標・中期計画に係る対応に鑑みて、重点事項を含め、次事項にて監査所見を記します。
- (3) ①会計経理に関しては、監事が実施する監査とともに、会計監査人新日本有限責任監査法人から会計監査に関する詳細な報告及び説明を受け、改めて、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認めます。
 - ②財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、本学の平成 28 年 3 月 31 日現在の財務状態並びに平成 27 事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び業務実施コスト状況を適正に表示しているものと認めます。
 - ③利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
 - ④事業報告書は、本学の平成 27 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。
 - ⑤決算報告書は、本学の予算区分に従って平成 27 事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

- (4) 入札及び契約における競争性の導入状況については、規程等の定めに基づき、契約内容等の妥当性につき監査を実施しました。平成 27 事業年度は、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性の確保に努めたことが認められますが、引き続き、随意契約の妥当性、競争性の確保については、継続的に検証を図ることが肝要と考えます。
- (5) 給与水準に関しては、平成 27 事業年度の対国家公務員（行政職（一））の給与水準との比較指標並びに対他の国立大学法人等との比較指標に照らして、概ね妥当な給与水準であることが認められます。
- (6) 法人の長である学長及び理事の統制環境に対する認識は適切と認められ、職務遂行に関しては、法令もしくは規程に違反する事実はなく、不当な職務遂行は認められません。

3. 監査所見

私たち監事は、国立大学法人北見工業大学にとって平成 27 年度は、第 2 期中期目標・中期計画（平成 22～27 年度）の目標達成に向けた完成年度であり、本学の全ての役職員が渾然一体となって、将来を担うべく人材育成に資する様々な教育研究活動、社会貢献活動等の充実に向けた事業展開に不断の努力を傾注したことを認めるものでありますが、一方、現下において、第 3 期中期目標・中期計画期間（平成 28～33 年度）へ向けた国立大学法人を取り巻く四囲の環境変化は、各国立大学法人の存立の基盤に多大な影響をもたらしかねない所与の課題が見て取れます。これらの状況を踏まえつつ、監事監査を通して本学が当該年度に鋭意対応された取組み等に鑑み、若干の監査所見を記します。

本学の実施する事業の着実且つ持続可能な展開を図るうえで、人材の確保、育成、配置、評価等の個別的並びに集団的人事管理は、内部統制上の極めて重要な要素のひとつであることは云うまでもない。

国立大学が法人化以来、アドミニストレーションの業務は、より複雑多岐に亘り、事業を実施する際の業務内容も、より高度な専門性を求められるようになったことが認められる。本学においても、法人の長である学長のリーダーシップを支援する IR 活動に高い専門能力を有する者や社会・地域貢献活動に実績のある者の確保を図るなど、積極的な措置を講じていることが認められ、顕著な対応と頗る評価ができる。

一方で、運営費交付金の縮減に伴い、持続的、効果的に業務を遂行するための職員の確保が抑制される中で、非常勤職員を含めた実員管理を実施せざるを得ず、心ならずも、人材の配置には困難を伴う状況が常態化していると思料される。本学は、事業・業務に密接な関係のある国立大学法人等との積極的な人事交流も含め事態の打開を図っているが、将来のマネジメントの中核を担うべき、人材の確保と育成は急務であると云わざるを得ない。

高い専門性とスキルに裏づけられた問題発見・解決能力と、社会的要請にも柔軟に対応することのできる広い視野と公共の精神を有する者を確保するため、新規採用を含め、民間企業等での指導力と実績を踏まえた経験者を幹部・中堅職員として採用することも必要と思われる。

職員が組織に在って、日常性の中で自らを等閑視することの無いよう、また、所与の業務に留まらないチャレンジングな中堅職員としての意欲・姿勢を、OJTを始めとする様々な研修の機会や、職場の上長との相互交流の中で醸成していくことも肝要である。本学は、第3期中期目標・中期計画期間に向けて、グローバル化を推進するために必要な職員の能力開発に、外国語の習得に係る数値目標を設定するなど意欲的な取組みが認められるが、更に本学独自の階層別・分野別等研修体系の整備に意を用いることが緊要と考える。

アドミニストレーションの事務職員は、教育研究に携わる教職員と共に、本学のトップマネジメントを牽引する「車の両輪」であり、そのいずれを欠いても本学の事業の持続的展開は成し得ないと云える。平成28年度に始まる第3期中期目標・中期計画期間は、すべての国立大学法人にとってその存在意義の間われる重要な6年間となる。これを契機とすべく、本学においても、従前にも増して、長期人材開発プログラム(CDP)に則ったアドミニストレーションの人材育成が焦眉の急と考える。

高等教育機関であれば、国公立の設置者の違いこそあれ、より高度な研究水準を維持し続け、また、より豊かな教育を学生らに授けようという点については、大学経営に携わるものに等しく認識されているところのことであると思われる。

一方、平成12年に、文部科学省による答申「大学における学生生活の充実方策について(報告)―学生の立場に立った大学づくりを目指して―」(通称、廣中レポート)は、様々な学生支援への在り方や、その具体的取組が、いまや法人化された国立大学を含め、大学の経営の成否にも深く係る緊要な課題であるということ、従前にも増して、関係者が明確に共有することになったと云える。法人化を控えた多くの国立大学が、建学の精神に裏付けられ、特色ある学生支援の実践をしている私立大学を間断なく訪問した時期と重ねあうことが仄聞される。

本学は第2期中期目標・中期計画期間に、全国47都道府県からの在学者に対しての生活支援に資するために、従来からの学生寮に加え、女子専用学生寮「北桜寮」を新設したことが確認され、また、障がいのある学生の支援体制を強化するため「障がい学生支援室」を設置したことなどが認められる。更に平成27年度には、学部入試における成績優秀者に対するメリット（育英）型の新たな奨学金制度の導入が図られるなど、様々な学生支援に係る喫緊の課題への対応や先進的取組のなされてきたことが認められ、高く評価ができる。

なかんずく、平成28年度からは、所謂「障がい者差別解消法」が施行され、国、地方公共団体の機関や大学等においては、障がい者への「合理的配慮」が義務化されることとなる。既に設置されている「障がい学生支援室」を基盤として、更に肌理細やかな対応の図られることを期待したい。

本学の第3期中期目標・中期計画に照らし、平成28年度からは、従来の「学生支援課」が改組され、「学務課」が設置されることが確認される。正課（教務・学務ほか）、課外活動・生活支援（奨学金、学生寮ほか）、就職支援を中核とし、また、所掌される各委員会等を通じ、学生相談室（メンタルヘルスほか）、保健管理センター、よろず相談室等の正課を始め、広範囲に亘る学生支援業務の一元化、連携強化を図ることで、学生を指導・管理の対象とするのではなく、「個」としての自立を支援することに意を用いた体制整備の図られたことが確認される。今次組織改組が、事務の効率性に寄与するばかりでなく、サービスの提供・支援を受ける夫々の学生の特性にも十分配慮した取組みのなされることを大いに期待し、今後の動向にも注目したい。

本学は、第2期中期目標・中期計画期間に文部科学省によって示された国立大学改革プランに則り、国立大学法人を取り巻く環境変化等にも十分留意し、本学の更なる機能強化に向けた「ミッションの再定義」を行うと共に、改革加速期間と位置づけられた第2期中期目標・中期計画期間の最終年度である平成27年度も引き続き、教育研究活動並びに社会貢献活動等の機能強化を図るため更なる体制整備の構築を図り、また、ガバナンス機能の強化に向けた取組みに特段の意を用いたことが認められる。

本学は、平成29年度に向けて、従来の学科の枠に捉われない大胆な学科構成の見直しと、本学の強み・特色を活かしたコース設計に基づく学士課程の改定に着手していることが確認される。また、学年進行に伴い予定される博士前期課程の改定は、従前にも増して、学士課程との6年一貫的教育の充実・強化を意識した再編のなされることが窺い知れる。平成27年度に策定された本学の第3期中期目標・中期計画期間における重点的取組みは、将に、こうした一連の改革と軌を一にするものであり、目標の評価指標としての「教育

研究の個性化・機能強化」、「地域貢献とグローバル化の推進」を強力に推し進める具体的取組が明示されると共に、実施に向けた工程管理も適切な配慮のなされていることが確認される。

一方、改革に係る運営費交付金や競争的資金を始めとする財源の確保については、従前にも増して、大学の機能強化の方向性に応じた重点支援や改革の度合いに応じた予算の再配分の仕組みが強化されることが見込まれる。第3期中期目標・中期計画期間中の各年度計画に適切且つ適正に財源の確保が反映されるよう、引き続き主務省である文部科学省と肌理細やかな連携を図り、万全の方策を練られることを期待して止まない。

以 上

平成 28 年 6 月 6 日

国立大学法人北見工業大学

監 事 佐藤正行^印

監 事 谷口雅子^印